

NCV放送サービス契約約款

株式会社ニューメディア

第1章 総則

(約款の適用)

- 第1条 株式会社ニューメディア（以下、「当社」といいます。）は、この契約約款（別表料金表を含みます。以下、「本約款」といいます。）に基づき、放送サービスを提供します。
- 2 当社が提供する放送サービス以外のサービスについては、別に定める契約約款及び規約等を適用するものとします。

(用語の定義)

第2条

本約款において使用する用語は、放送法において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用するものとします。

用語	用語の意味
1 放送サービス	当社はサービスを提供している区域において、次のサービスを提供します (1)受信可能なテレビジョン放送及びFM放送を、有線により再送信するサービス (2)自主放送番組を有線により放送するサービス (3)上記事業に付帯するサービス (4)その他のサービス
2 共同受信設備	複数の世帯が共同で受信する設備
3 加入契約	本約款に基づき当社と契約者との間に締結される放送サービスの提供に関する契約
4 契約者	本約款に基づく利用契約を当社と締結し、放送サービスの提供を受ける者
5 世帯	実際に同一の住居（一般に同一と区別される範囲）で起居し、生計を同じくする者の集団、同じ場所にする家族等
6 STB（セットトップボックス）	ケーブルテレビ放送、地上デジタル放送、BSデジタル放送、CSデジタル放送、VODサービスなどの放送信号を受信して、テレビで視聴可能な信号に変換する装置
7 オプションチャンネル	当社が行う放送サービス（再送信サービス）のうち、有料の放送サービス（チャンネル）を指します
8 パススルー方式（以下、SPTVパススルー）	当社が受信した電波を、周波数を変えずにケーブルに再送信する方式
9 ICカード	STBに常時装着されることにより、STBを制御するためのカード
10 B-CASカード	地上デジタル、BSデジタル放送用ICカード
11 C-CASカード	CSデジタル放送等のためのICカード
12 ACASチップ	4K及び8K放送に対応した新しい限定受信方式が組み込まれたSTB又は受信機を制御するためのICチップ
13 EPG	放送サービスの番組検索サービス

(当社からの通知)

第3条 当社から契約者への通知は、申込書において指定された住所又は電話番号への送信、又は当社ホームページへの掲載や電子メール等のいずれか当社が適用と判断する方法により行います。

- 2 当該通知は、契約者が通知の到達を確認できていない場合においても、下記の期間が経過したときに、それぞれ到達したものとみなします。
 - (1) 郵送による通知の場合、当社が投函後通常到達するまでに要する期間が経

過したとき

- (2) 電磁的方法による通知の場合、通知内容が当社ホームページに掲載された日及び通知内容が記載された電子メールがエラー無く送信された日

(約款の変更)

第4条 当社は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、契約者の個別の同意を得ることなく本約款を変更することができるものとします。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款の規定によるものとします。

- 2 当社は、当社が本約款を変更する場合、当該変更の影響を受けることになる契約者に対し、当社の定める方法により、変更すること、変更の効力発生時期、及び変更後の約款及び別に定める事項の内容について第3条（当社からの通知）の規定によりあらかじめ通知します。
- 3 当社は、前項により通知する変更の効力発生時期が到来した後に契約者が本サービスの利用を継続した場合は、契約者が変更後の約款及び別に定める事項に同意したものとみなします。

第2章 契約

(加入契約の単位)

第5条 加入契約は、世帯毎又は事業所毎に行うものとします。ただし、同一家屋内で且つ同一の生計を営む2以上の世帯は1世帯とみなします。又一つの世帯が複数の家屋に移住する場合は実情により2以上の世帯とみなす場合があります。

- 2 共同受信設備を有する建物への共同受信設備を利用した放送サービスの提供には、別途共同受信設備の所有者又はその管理者と当社との間で当該設備の利用に関する基本契約が締結された後、各世帯を契約の単位として加入契約を行うものとします。
- 3 別表料金表に記載されているSPTVパススルー放送サービスに関しては、契約者が所有する受信機ごとに行うものとします。

(加入契約の成立)

第6条 加入契約は、契約者があらかじめ本約款を承諾し、別に定める加入申込書に所要事項を記入捺印のうえ提出し、当社がこれを受理したときに成立するものとします。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、申込みを承諾しないことができるものとします。
 - (1) 当社の放送サービスの提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合
 - (2) 契約者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことがあるなど本約款上要請される債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合
 - (3) 契約者が当社に通知した所要事項に虚偽及び不備（書面等での名義、捺印、識別のための番号及び符号情報等の相違・記入漏れ等を含みます。）がある場合
 - (4) 契約者が当社の放送する番組の著作権その他を侵害する恐れがあると認められる場合
 - (5) 契約者が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法第17条第1項の審判を受けた被補助人のいずれかであり、契約申込みの際に法定代理人、後見人、補助人又は保佐人の同意等を得ていなかった場合

- (6) 料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合
 - (7) 契約者が本約款に違反する恐れがあると認められる場合
 - (8) その他、当社の業務に著しい支障がある場合
 - (9) 約款及び別に定める規定等に、特段の定めがある場合
 - (10) 申込者の受信機及びB-CASカード又はACASチップが本サービスで提供するコース又はタイプに対応していないと当社が判断した場合
 - (11) 契約者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に属すると判明したとき
- 3 オプションチャンネルを利用する場合、契約者は、チャンネルごとの申込みが必要となり、一部のチャンネルについては未成年の契約者、学生の契約者は利用できないことがあります。
 - 4 当社は、本人性及び年齢の確認のため身分証の提示を求める場合があります。

（契約締結後書面の交付等）

- 第7条 当社は、放送サービスの工事が完了した日又は契約者が放送サービスの種類の変更を行う場合はその変更が完了した日を契約が成立した日（以下、「契約成立日」といいます。）とします。
- 2 当社は、契約者に対し、放送法第150条の2第1項で交付を義務づけられている書面（以下、この書面を「契約書面」といいます。）を発送します。同書面の到達又は有料放送役務の提供のいずれか早い方をもって、契約の申込みに対する承諾の通知の到着とみなします。
- 3 契約書面は次の方法により交付します。なお、契約者はいずれかの方法を契約申込み時に選択するものとします。
 - (1) 電磁的方法による交付
 - (2) 紙面による交付

（初期契約解除等）

- 第8条 放送法その他の法令により初期契約解除制度の適用がある場合、契約者は、契約書面を受領した日から起算して8日以内は、書面をもって本契約の解除（以下、「初期契約解除」といいます。）ができ、その効力は解除する旨の書面を発送したときに生じます。
- 2 当社が、初期契約解除制度に関して不実のことを告げたことにより契約者が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、契約者が改めて初期契約解除を行うことができる旨記載して交付した書面（不実告知後書面）を受領した日から起算して8日を経過するまでの間であれば、契約者は、本契約を解除できます。
- 3 書面が当社に到着する前に工事が行われることを防止するため、契約者は、当社の工事開始前に初期契約解除書面を発信した場合、速やかに、当社に対し、電話にて、同書面を発信した旨を通知する責任を負うものとします。また、解除連絡が間に合わず、当社の委託を受けた工事業者が解除対象の工事の施工の為、契約者の指定した場所を訪問したときには、契約者は、その工事業者に対し、工事は不要との意思を明示しなければならないものとします。
- 4 契約者が初期契約解除を求める際の書面の宛先、及び記載例は重要事項説明書及び契約締結後に交付される契約書面に記載されている通りです。
- 5 第11条（解約）第4項の規定は、初期契約解除の場合にこれを準用します。
- 6 本条第1項の場合、当社は、契約者に対し、前項に定める費用のほか、あらか

じめ当社が本約款に定める額を上限として、以下の費用等を請求することができます。

- (1) 契約解除までに提供されたサービスの利用料（① 解除対象の有料放送の役務（付加的機能を含みます）の利用料、② ①の契約解除に伴い同時に契約解除された、付随的有償継続役務の利用料）
 - (2) 工事費用（標準工事費及びその他工事費等）
 - (3) 契約手続きに要する費用（事務手数料）
 - (4) 法定利率を上限とする遅延損害金
- 7 本契約の初期契約解除の時点で、当社が既に金銭等を受領している場合には、当社は、これを契約者に返還します。ただし、当社は、本条前項に基づき当社が契約者に対し請求できる額を上限として、金銭等を返還しない場合があります。

（特定解除契約）

第9条 有料放送役務契約の締結に付随して締結された他の契約には、有料放送役務の解除（初期契約解除も含みます）に伴って自動的に契約解除されない契約（以下、「特定解除契約」といいます。）があります。加入者が特定解除契約を解除するには、当該特定解除契約の定めるところによるものとします。

（最低利用期間）

- 第10条 当社の放送サービスは、12ヶ月間を最低利用期間とします。
- 2 契約者は、当社が放送サービスの利用料金の請求を開始した日の属する月を1と起算して12ヶ月の加入契約期間内に解約もしくは加入契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに、料金表の定めにより解除料を支払うものとします。
 - 3 前条にかかわらず、第13条（サービスの停止および解除）第3項及び第4項の規定により、当社が加入契約を解除する場合は、前項の適用はしません。
 - 4 契約者が第15条（放送サービスの変更）をした場合は、変更前の放送サービスの契約期間と変更後の放送サービスの契約期間を合算し、12ヶ月の期間を満たさない場合に、解除料を支払うものとします。
 - 5 契約者が、解約もしくは加入契約の解除の後に、再度の加入申込を行った場合は、新たに本条を適用するものとします。

（解約）

- 第11条 契約者は加入契約を解約しようとする場合、解約希望日の1ヶ月前までに当社が定める方法により当社にその旨申し出るものとします。
- 2 第18条（加入料および工事費等費用の支払義務）、第19条（利用料）及び別表料金表に定める費用等のうち、事務手数料、工事費用及びサービス利用料等については、解約の結果割引及びキャンペーンの適用条件を満たさなくなった場合、当社は、契約者に対し、契約開始時に遡って割引及びキャンペーンの適用前の通常料金を請求できるものとします。また、前項による解約の場合、契約者は、第18条（加入料および工事費等費用の支払義務）、第19条（利用料）及び別表料金表の規定による料金を、当該解約日の属する月の分まで支払うものとし、日割り計算による精算はしないものとします。
 - 3 本条第1項による契約解約の場合、当社は、当社に帰する有料放送設備や機器（以下、本条において「機器等」といいます。）を撤去するものとします。契約者は別表料金表に従い撤去の費用を負担します。また、撤去に伴い、契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契

約者がその復旧に係る復旧費用を負担するものとします。

- 4 契約者は本条に定める解約、及び第13条（サービスの停止および解除）に定める解除の場合、直ちに機器等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、料金表に定める機器損害金を請求します。
- 5 契約者は、加入契約を解約した場合、加入契約の解約に伴う別に定める工事費を支払うものとします。
- 6 契約者が、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟の「加入者相互受入制度」を活用できる地域にて利用を希望する場合は、当社は「加入証明書」を発行します。

（契約者本人による手続きが困難な場合の解約等）

- 第12条 契約者本人が加入契約の解約又は変更を希望しているにもかかわらず、契約者本人による手続きが困難な場合における解約又は変更について、当社が別途定める契約者本人と一定の密接な関係にある者から、当社にその旨申し出るものとします。
- 2 前項に定める「契約者本人と一定の密接な関係にある者」とは、契約者の親族又は法定代理人を指します。
 - 3 本条第1項に基づく解約の申し出があり、且つ契約者が自ら契約の手続きを行うことが困難な客観的且つ合理的な事由及び放送サービスを継続することが困難な事由があると認められた場合は、当社は加入契約の解約を認めるものとします。なお、当社が本条に基づき加入契約の解約を認める場合は、第11条（解約）の規定に準じて取扱います。
 - 4 本条第1項に基づく変更の申し出があり、且つ契約者が自ら契約の手続きを行うことが困難な客観的且つ合理的な事由及び放送サービスを継続することが困難な事由があると認められた場合は、社会通念上相当と認められる範囲で、当社は加入契約の変更を認めるものとします。なお、当社が本条に基づき加入契約の変更を認める場合は、第15条（放送サービスの変更）の規定に準じて取扱います。

（サービスの停止および解除）

- 第13条 当社は、以下の場合において、契約者に催告した上で放送サービスの提供を停止あるいは加入契約を解除することができるものとします。なお、解除の場合は、第11条（解約）の規定を準用します。
- (1) 利用料もしくは各種料金の支払いを遅延した、又は遅延する恐れがある場合
 - (2) 本約款に違反する行為があった、又はその恐れがある場合
- 2 前項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで、放送サービスの提供を停止すること、また、催告をしないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。
 - 3 当社は、当社又は契約者の責めに帰すべからざる事由により、放送サービス提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、且つ代替構築が困難で放送サービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に契約者に通知するものとします。
 - 4 共同住宅、集合住宅等の共聴施設により放送サービスの提供を受けている契約者については、集合住宅契約が終了した場合は、加入契約も当然に終了するものとします。この場合には、当社は、そのことを事前に契約者に通知するものとします。

(放送サービスの種類等)

第14条

当社は契約者に対して、別に定める料金表に規定する放送サービスの提供を行います。なお、加入契約の種類により、提供する放送サービスが異なります。

(放送サービスの変更)

第15条 契約者は、当社が提供する放送サービスの変更を申込みことができます。なお、オプションチャンネルは、追加または解約を申し受けます。

- 2 放送サービスの変更の場合には、第6条（加入契約の成立）第1項及び第2項の規定を準用します。
- 3 変更の申込を当社が承諾した場合、契約者は、別に定める事務手数料を支払うものとします。
- 4 放送サービスの変更を当社が承諾し、必用な工事を行った場合、契約者は別に定める工事費を支払うものとします。
- 5 契約者の支払遅延等、契約者に事情がある場合には、当社は変更を承諾しない場合があります。

(放送サービス利用の一時停止および再開)

第16条 契約者は、放送サービスの利用について一時休止及び再開を希望する場合、当社の定める方法にて当社へ申し出るものとします。

- 2 放送サービス利用の一時休止及び再開に関して、当社がサービスの一時休止を承認した日の属する月の翌月から再開した日の属する前月までの期間、第19条（利用料）の規定にかかわらず、利用料について無料とします。
- 3 契約者は、放送サービス利用の一時休止を申し出た月及び再開した月の基本料、及びオプションチャンネルの利用料については1ヶ月分を支払うものとします。
- 4 放送サービス利用の一時休止の場合、当社が契約者に貸与しているSTBは撤去せず、契約者が保管するものとします。なお、本条2項の期間中は、STBのレンタル料は請求致しません。
- 5 一時休止した放送サービスの提供の再開を希望する場合、契約者は別途定める再開手数料を当社へ支払うものとします。
- 6 本条1項に定める一時休止は最長1年間とします。なお、一時休止期間は第10条（最低利用期間）に定める利用期間には含みません。
- 7 前項に定める一時休止期間を超える場合、本契約は解約され、契約者は当社に対して解約に伴う工事、その他諸費用を支払うものとします。また、当社は契約者に貸与した機器を速やかに返還するものとし、返還がなされない場合においては、第22条（端末機器に関する費用）の通り別表料金表に規定されている機器損害金を請求するものとします。

第3章 料金等

(料金の適用)

第17条 当社が提供する放送サービスの料金は、加入料、利用料、STB利用料（貸与料）、STB本体料金、付帯サービスに関する料金、手続きに関する料金、工事費等とし、料金表に定めるところによります。

- 2 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

(加入料および工事費等費用の支払義務)

- 第18条 契約者は、第6条（加入契約の成立）に基づき契約の申込みを行い当社がこれを承諾したときは、料金表に定める加入料に消費税等相当額を加算した額の支払いを要します。
- 2 別表料金表に定めるSPTVパススルー放送サービス加入契約者は、前項の加入料とは別に、別表料金表に定める初回登録手数料の支払いを要します。
 - 3 契約者が本約款に規定する手続きについて請求を行い当社がこれを承諾した場合、別表料金表に定める手続き費用の支払いを要するものとします。ただし、手続き着手前にその契約の解除、請求取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、事前にその費用が支払われている場合は、当社はこれを返還します。
 - 4 契約者は本約款に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾した場合、工事にかかった費用を支払うことを要します。ただし、工事の着工前にその契約の解除、請求の取消し（以下、「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、事前にその費用が支払われている場合は、当社はこれを返還します。
 - 5 工事着工後完了前に契約の解除等があった場合、前項の規定にかかわらず、契約者はその工事に関して解除等があったときまでに着手していた部分の費用について、当社が別に算定した額を負担するものとします。また、第8条（初期契約解除等）第1項による解除等の場合には、同条第6項を準用するものとします。

（利用料）

- 第19条 契約者は、その契約に基づいて当社が有線放送サービスの提供を開始した日の属する月の翌月、オプションチャンネルの提供については、その提供を開始した日の属する月から起算して、契約の解除があった日（オプションチャンネルの解約については、その廃止があった日）の属する月までの期間（期間は月単位とし、提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の月に属する場合は1ヶ月間とします。）について、当社が提供する有料放送サービスの態様に応じて別紙料金表に定める料金（以下、「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。）の支払を要します。
- 2 当社が、契約者と契約している全ての放送サービスについて、月のうち継続して10日間以上に渡って提供できなかった場合、前項の規定にかかわらず、当該契約者が支払うべき当該月分の利用料は無料とします。ただし、天災地変のその他の当社の責に帰すことができない事由による放送サービスの停止の場合は、この限りではありません。
 - 3 契約者に社会経済情勢等の変化にともない、利用料を改定することがあります。その場合、当社は事前に対して書面又は電磁的方法により改定の1ヶ月前までに通知するものとし、契約者は改定日の属する月の翌月1日より改定後の利用料を支払うものとします。
 - 4 本約款に定める料金には、放送法に基づく日本放送協会（以下、「NHK」といいます）の放送受信料及び衛星放送受信料は含まれておりません。ただし、契約者からの申し出があるときには、NHK衛星契約受信料「団体一括支払いに関する特例」を適用することによって、契約者から別途料金を徴収し、当社が取りまとめてNHKに支払うことができます。
 - 5 株式会社WOWOW（以下、「WOWOW」といいます）が提供するサービスについては、本約款に定める料金には含まれません。
 - 6 第15条（放送サービスの変更）に規定するサービス変更の場合は、変更後のサービスを提供開始した日の属する月の翌月から支払うものとします。

(料金の支払い方法)

- 第20条 契約者の料金等の支払方法は、原則として口座振替又はクレジットカード払いとします。ただし、当社との合意がある場合はこの限りではありません。
- 2 契約者が本約款に基づく料金の支払いを怠った場合は、当社が指定する支払方法により支払うものとします。
 - 3 当社は、原則として請求書及び領収書の発行は行わないものとします。契約者が発行を希望する場合は、当社が料金表に定める発行費用を支払うものとします。
 - 4 契約者が前条に定める利用料の支払を怠った場合は、第13条（サービスの停止および解除）の第1項及び第2項を準用します。

(債権譲渡)

第21条

契約者が各種料金等及びそれらに関する遅延利息等当社に対する金銭債務について支払期日を経過してもなお支払わない場合、債権等の回収を当社が指定する債権回収会社に委託することがあります。この場合、契約者の契約情報ならびに債務の情報は債権回収会社に提供されます。

(端末機器に関する費用)

- 第22条 契約者が、当社が貸与している端末機器等を故意又は過失により紛失及び破損させた場合には、修理ができる場合は修理にかかる実費相当分、紛失及び修理不能による場合は別紙料金表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。

(消費税相当額の加算および端数処理)

- 第23条 契約者が、本約款の規定により料金表に定める料金について当社に対し支払いを要する額は、料金表により算出された請求額（消費税相当額を含みます）とします。ただし、損害金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。
- 2 料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。ただし、その計算途中においては、この限りではありません。

(遅延損害金等)

- 第24条 契約者は、料金の支払いについて指定の期日より遅延した場合、支払期日の翌日から支払いがあった日の前日までの日数について、年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）による遅延損害金を当社に支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。
- 2 料金の支払遅延により当社が振込用紙を送付した場合、契約者は、当社規定の手数料を支払うものとします。

第4章 設備等

(設備の所有および費用の負担)

- 第25条 当社が放送サービス提供のため設置した設備（以下、「本設備」といいます。）のうち、放送センターから引込クロージャ又はタップオフまでの設備（以下、「当社設備」といいます。）は当社の所有とし、引込線より、テレビ

ジョン・ラジオ等の受信機（以下、「受信機」といいます。）の入力端子までの設備（以下、「契約者設備」といいます。）は当社が貸与するV-ONU（以下、「光受信機」といいます。）ならびに貸出STB、C-CASカード及びB-CASカードを除き契約者の所有とします。

- 2 契約者設備設置に要する費用は契約者が負担します。
- 3 契約者は契約者引込線の配置に際し自営柱、地下埋設等の特別な設備を必要とする場合は、これに要する費用を負担するものとします。
- 4 第1項及び第3項の設備の設置工事は、当社又は当社が指定する業者によって行うものとします。

（設備設置場所の変更）

第26条 契約者は当社が承諾すれば、次の場合、契約者設備の設置場所を移転することができます。ただし、契約者は、移転を希望しても移転先の当社設備の都合で移転できない場合があることを承知するものとします。

（1）同一敷地内で設備を移転する場合

（2）移転先が、当社が放送サービスを提供出来る場所であり、且つ、最寄りの引込クロージャ又はタップオフに余裕がある場合

- 2 契約者は建物の増改築、建替え、引越しその他の理由により、契約者設備の設置場所を移転しようとする場合、当社にその旨を移転希望日の1ヶ月前までに文書で申し出るものとし、その作業は当社又は当社の指定する業者が行うものとします。
- 3 契約者は、別途定める料金表に従い設置場所移転にかかる事務手数料及び移転に要する工事費用を当社に支払うものとします。

（設備の設置・保守）

第27条 契約者は、当社又は当社が指定する業者による場合を除き、当社の放送サービス提供に必要な設備の設置工事、調整ならびに保守を行うことはできません。受信機については、契約者が購入、設置し、保守を行うものとします。

- 2 当社は、契約者引込線等の設置のため、契約者が所有又は占用する敷地、構築物等は無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、契約者は予め利害関係人から必要な承諾を得ておくものとします。契約者はこれに関して責任を負うものとし、設備の設置等について利害関係人との間に後日紛議が生じた場合は契約者が処理し、当社は一切責任を負わないものとします。
- 3 契約者は当社又は当社の指定する業者が本設備の設置、調整、調査、検査修理等を行うため設備にかかわる敷地、家屋、構築物等の立ち入りを求めた場合は、協力するものとします。
- 4 契約者は、当社の書面による承諾なしに、本設備を移動、取り外し、変更してはならないものとします。

（STBの販売および貸与）

第28条 当社の放送サービスを受けるために必要なSTBは契約者が当社から購入するか、当社が貸与するものとし、当社又は当社が指定する業者が設備調整、検査終了後契約者に引き渡すものとします。

- 2 契約者が当社から購入したSTBの保証期間は別途定める販売要項（STB保証書）によるものとします。この保証期間内において故障が生じた場合には、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。ただし、契約者がSTBを取扱説明書及び利用の案内に従って使用しなかったと

- きは、この限りではありません。
- 3 STBを当社から貸与された契約者は、料金表に定めるSTBの利用料を当社に支払うものとします。
 - 4 STBを当社から貸与された契約者は、STBを本来の用法に従い、善良な管理者として十分注意の上使用し、加入契約が終了したときは、当社に返還するものとします。
 - 5 STBを当社から貸与された契約者は、以下の各号に定める行為はできません。万一、契約者が違反した場合、当社は契約の解除及び損害金を請求する権利を有します。
 - (1) STBを転貸、譲渡、質入等すること。
 - (2) 当社の承諾なくSTBを定められた場所から移動又は接続変更すること。
 - (3) STBを分解し又は変更を加えること。
 - (4) 当社から貸与を受けた以外のSTBを使用すること。
 - 6 STBを当社から貸与された契約者はSTBの性能、機能が不完全であったり、通常の使用上障害になると認められる外観上の瑕疵がある場合を除きSTBの交換は要求できないものとします。
 - 7 当社はSTBの老朽化又は性能の劣化が生じた場合、当社の負担費用によりSTBを取り替え又は改修することができるものとし、契約者はこれに協力するものとします。
 - 8 STBを当社から貸与された契約者は契約者の故意、過失、第三者の行為又は不可抗力によるSTBの損傷、紛失等の場合、直ちに当社に申し出るものとし、その修理、復旧に要したすべての費用を当社に支払うものとします。
 - 9 当社が貸与したSTBの返還までに生じた毀損、盗難、滅失については、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、契約者は当社に対して代替機器の購入代価又は修理代相当額を損害賠償として支払うものとします。
 - 10 契約者はSTBを作動するために必要な乾電池等を契約者の費用負担により用意し、また必要な電気料金等の費用を負担するものとします。また、STBに付属のリモコンに破損、故障又は紛失が生じた場合には、代替品の購入費用を負担するものとします。
 - 11 契約者は当社が必要に応じて行うSTBのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

(その他の機器等の貸与)

- 第29条 当社は、契約者に放送サービスごとに料金表に定める機器等を貸与します。
- 2 契約者は、前項で定める機器等を使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。
 - 3 契約者は故意又は過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失及び修理不能による場合は、第11条(解約)で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。
 - 4 契約者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。
 - 5 契約者は、当社が本約款に基づいて貸与する機器等の使用及び設置に必要な電気代を負担することに同意するものとします。

(維持管理責任の範囲)

- 第30条 当社は、本設備のうち放送センターから光受信機出力端子までの設備又は保安器出力端子までの設備において維持管理責任を負い、契約者は光受信機出力端子以降もしくは保安器出力端子以降の契約者設備において維持管理責任を負う

ものとしします。

- 2 契約者は、当社設備の維持管理のために、当社が一時的に放送サービスを停止することがあることを予め承諾し、事由の如何を問わずこれに対して異議を述べ、又は損害賠償等の請求をすることはできません。
- 3 当社の責に帰すべからざる事情（天災地変等のやむを得ない事情）によって本設備が滅失又は毀損した場合、もしくは契約者設備に起因する事故が生じた場合には、その事故に対して当社は一切責任を負わないものとしします。ただし、当社設備及び契約者設備の修復に要する費用がいずれも僅少であって修復が容易であると当社及び契約者が合意したときは、当社と契約者は、それぞれの設備を各自の費用をもって修復するものとしします。

（本設備の改修、故障等に伴う責任負担）

第31条 当社の保守責任範囲は本設備のうち放送センターから光受信機出力端子又は保安器出力端子までの設備とし、光受信機出力端子又は保安器出力端子以降の契約者設備の範囲で機器の修復などの費用が発生した場合はその費用は契約者が負担するものとしします。

- 2 当社は、放送サービスに異常が生じた旨契約者から連絡があった場合は、これを調査し必要な処置を講じます。ただし、契約者の受信機に起因する場合はこの限りではありません。
- 3 放送サービスに異常が生じた原因が契約者による場合は、契約者が修復に要する費用をすべて負担するものとしします。
- 4 契約者は故意又は過失によって当社設備に破損、滅失等を生じさせた場合は、その修復に要する費用を負担するものとしします。
- 5 第3項及び第4項にあげる異常、破損、滅失等により当社が損害を被った場合、当社は当該契約者に対し賠償を求めることができるものとしします。
- 6 施設には保安処置が設けられていますが、落雷等により契約者の受信機又はその他の電子機器等が破損した場合、当社はその責任を負わないものとしします。その他、天災・事故等の当社の責に帰すことのできない事由による損害について、当社はその責任を負わないものとしします。
- 7 契約者は当社が施設管理の上で必要となる点検等により、放送サービスの提供を一時停止することがあることを、予め承認します。
- 8 契約者が使用する受信機（STBを含む）の録画予約機能など、契約者が個別に設定を行える機能に対して、当社はその責任を負わないこととしします。また、故障などによる機器の交換作業などで、それらの機能や録画物のデータが欠落又は消去された場合であっても、当社はその責任を負わないこととしします。

第5章 損害賠償

（放送内容の変更等）

第32条

当社は放送内容を変更、中断及び中止することがあります。この場合、契約者は、これを理由とする損害賠償請求を行えないものとしします。

（免責事項等）

第33条

当社は、次に該当する場合に何らの損害賠償義務を負わないものとしします。

- (1) 天災地変その他当社の責に帰さない事由等により放送サービスの提供の中止を余儀なくされた場合

- (2) 当社の責に帰さない事由又は受信障害により放送内容の全部又は一部に画面症状（画像の劣化、ブロック状のノイズ、画面の静止、受信不能等の症状をいいます。）が発生した場合
- (3) 当社の責に帰さない事由等により機器等が正常に動作しなかったことにより不具合が生じた場合
- (4) 落雷など当社の責に帰さない事由等により、当社施設に接続された契約者施設及びテレビ受信機等が損傷した場合
- (5) 録画機能付きSTBの利用について、録画機能及び録画物の再生機能に不具合が生じた場合、また、設置場所の変更、故障、放送サービスの解約などにより、機器の交換や撤去を行った際の録画物の消失に当社は、放送サービスの利用により発生した契約者と第三者との間に生じた契約者又は第三者の損害、及び放送サービスを利用できなかったことにより発生した契約者と第三者との間に生じた契約者又は第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。
- (6) 放送衛星・通信衛星の機能停止、降雨減衰その他当社の管理の及ばない事由による場合は、当社はその責任を負わないものとします。

第6章 ICカード

(B-CASカードの取扱い)

第34条

B-CASカードを必要とするSTBを利用する契約者には、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによりB-CASカードが貸与されます。B-CASカードの取扱いについては、「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによるものとします。

(C-CASカードの貸与)

第35条 C-CASカードを必要とするSTBを利用する契約者は、STB1台につき1枚のC-CASカードを当社より貸与します。

- 2 C-CASカードの所有権は、当社に帰属するものとし、契約者は、第11条（解約）又は第13条（サービスの停止および解除）の規定により加入契約の解約又は契約の解除がされるまで、C-CASカードをSTBに常時装着された状態で使用し、善良なる管理者の注意義務をもってこれを管理しなければなりません。
- 3 契約者の責めによらないC-CASカードの故障によって受信障害が発生したと当社が認定した場合及び、当社が必要と判断した場合は、当社は、C-CASカードを交換することがあります。
- 4 契約者は、C-CASカードの貸与、譲渡、質入れその他の処分等を行うことは出来ません。
- 5 契約者は、次の各号を行うことはできません。
 - (1) C-CASカードの複製・翻案、及び改造・変造・改ざん等のカードの機能に影響を与えること
 - (2) C-CASカードを日本国外に輸出又は持ち出すこと

(C-CASカードの紛失等)

第36条 契約者はC-CASカードを自己の責任において保管、管理するものとします。契約者は、C-CASカードを紛失し、又は盗難にあった場合には、速やかにその旨を当社に届け出るものとします。当社は届出を受けてから直ちに、当該届出に係るC-CASカードを無効とし、利用ができないようにしますが、届出が受理さ

れる以前に、第三者がC-CASカードを使用して放送サービスを利用していた場合、かかる放送サービスの利用料は契約者が負担するものとします。

- 2 契約者が故意又は過失によりC-CASカードを破損又は紛失した場合、第22条（端末機器に関する費用）の規定に定める通り料金表に記載されている機器損害金を当社に支払うものとします。

（C-CASカードの再発行）

第37条

当社は、C-CASカードを再発行することが適当と認めた場合に限り、カードの再発行を行うものとします。この場合、契約者は別途料金表に定めるC-CASカードの再発行手数料を払うものとします。

（C-CASカードの返却）

第38条

契約者は、第11条（解約）又は第13条（サービスの停止および解除）の規定により加入契約の解約又は契約の解除を行う場合は、当社に対しC-CASカードを直ちに返却しなければなりません。

（契約者所有のB-CASカードおよびACASチップの取扱い等について）

第39条 契約者がSPTVパススルー放送サービスを契約した場合、当社は、契約者のB-CASカード又はACASチップのCAS番号を使用して信号制御を行う場合があります。

- 2 前項の場合、当社は、契約者に対象CAS番号の提供を請求するものとし、契約者はその請求に応じるものとします。また、制御対象のB-CASカード又はACASチップが変更となった場合、速やかに当社に通知するものとします。
- 3 前項の場合、制御対象のB-CASカード又はACASチップの変更が当社に速やかに通知されず、契約者がサービス提供を受けられなかった場合、当社はその責を負わないものとします。

第7章 雑則

（契約者の禁止事項等）

第40条 当社は、契約者が放送サービスにより提供される放送を、当社の文書による承諾なしに、営業目的使用又は複製その他の方法での第三者への供与（有償、無償を問わない）することを禁止します。

- 2 契約者は、放送サービスの視聴を可能にする目的で、当社が貸与する設備、機器等以外の、不正な機器等を使用することはできません。また、本来のサービス利用の目的以外で、当社の機器等を使用することはできません。
- 3 契約者は、当社の文書による承諾なしに本設備の改変又は増設工事をしてはならないものとします。
- 4 契約者が無断で改変又は増設した本設備については、当社が改めて適切な工事を行い、その費用は契約者が負担するものとします。
- 5 契約者が無断で本設備を改変、増設したことによって当社又は他の契約者に受信障害その他の不利益が生じた場合、改変、増設した契約者が賠償責任を負うものとします。
- 6 契約者が当社の承諾を得て営業目的等のために当社の放送サービスの提供を受ける場合、当社は当社が保有する著作権及び著作隣接権に関する対価を請求することができるものとします。

(契約上の地位の譲渡禁止)

第41条 契約者は、放送サービスに係る契約上の地位を、第二親等以内の親族以外の第三者等に譲渡することはできないものとします。

2 前項の定めは、以下の場合には適用しないものとします。

(1) 相続による場合

(2) 法人合併等により全事業の承継が行われた場合

(3) その他、当社が認めた場合

(契約名義の変更)

第42条 当社との契約について名義変更を行う場合は、第二親等以内の親族へのみ行えるものとし、変更を証明する書類を添えて所定の書面にて申し出るものとします。ただし、第41条(契約上の地位の譲渡禁止)第2項に定める適用除外に該当する場合は、その限りではありません。

2 前項に基づき新たに契約名義人となった契約者は、料金表に定める事務手数料を支払うものとします。

(申込内容の変更)

第43条 契約者は、申込時に提出した所要事項について変更がある場合には、速やかに当社の指定する方法によって申し出るものとします

(放送サービスの情報提供)

第44条 当社は、放送サービスの内容及び放送時間を、EPGにより提供するものとします。ただし、EPGにより提供する内容及び放送時間は、変更される場合があります。(一部のチャンネルを除きます)

2 当社は、内容及び放送時間の変更、EPGの表示の間違い、誤作動等によっておこる損害の責を負わないものとします。

(WOWOWの利用)

第45条 株式会社WOWOWが提供するサービスの利用については、契約者はその利用するサービスに応じて、WOWOWが提示する約款に従うものとします。当社は契約者とWOWOWの加入契約手続きの取次ぎを行います。契約者が当社との加入契約を解除する場合において、WOWOWとの契約も解除する場合には、契約者はWOWOWに対して直接に自己の責任において契約解除の手続きを行うものとします。

(個人情報の取扱い)

第46条 当社は、放送サービスの提供にあたり取得する利用者に関連する個人情報について、当社が公表するプライバシーポリシー(以下、「当社プライバシーポリシー」といいます。)に基づき適切に取扱います。

2 当社プライバシーポリシーは、以下に記載するWebサイト上で確認することができます。

【プライバシーポリシー】 <https://www.ncv.co.jp/privacy-policy/>

3 利用者のご自身の個人情報の開示を求める権利、訂正又は削除を要求する権利があります。開示手続きに関してはこちらまでお問合せください。

【連絡先：株式会社ニューメディア 本社総務統括本部(お客様相談窓口)】

電話番号：0238-24-2525

(責任制限)

第47条

当社が行う放送サービスの提供に関して当社が損害賠償責任を負う場合は、当社の故意又は重過失の場合を除き、如何なる場合も当該責任の原因となった事由が発生した月の前月に契約者が当社に対して支払った各種料金等の月額を上限として損害を賠償します。

(サービス提供エリア)

第48条

当社は、当社が定めるサービス提供エリア内でサービスを提供するものとします。なお、提供エリア内であってもサービスを提供できない場合があります。

(合意管轄)

第49条

契約者と当社との間における一切の調停、訴訟その他の紛争については、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

(統計情報の取扱い)

第50条 当社は、契約者が放送サービスを利用することによって得られる全ての情報を管理します。

- 2 前項に定める情報（個人を特定できる情報は含みません）は、当社が統計・集計等を行い、当社の営業・プロモーション活動に活用することがあります。
- 3 当社は、契約者の放送サービス利用に関する視聴率等の統計情報（個人を特定できる情報は含みません）を作成することができます。なお、当該統計情報及びこれらに基づく情報は当社に帰属し、契約者は如何なる権利も持たないものとします。

(放送サービスの休廃止)

第51条 当社は、業務上の都合により本サービスの全部又は一部を廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって加入契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。

- 2 当社は、前項の場合には、当該契約者に対し本サービスを廃止する日の1ヶ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を通知します。
- 3 当社は、都合により特定のコース又はオプションチャンネルを任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、契約者は第15条（放送サービスの変更）第1項の規定に基づき、別のコース又はオプションチャンネルへの変更を請求することができます。請求を行わなかった契約者に関しては、別途当社が定める場合を除き、当該コース又はオプションチャンネルを廃止する日をもって、代替コース又はタイプへ変更、又は当該契約者との加入契約を解除するものとします。
- 4 当社は、前項の場合には、当該コース又はオプションチャンネルを利用する契約者に対し、当該コース又はオプションチャンネルを廃止する日の1ヶ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。
- 5 本条第2項及び第4項について、当社の責めによらない事由により本サービスの全部又は一部を廃止する場合はこの限りではありません。

(反社会的勢力の排除)

第52条 契約者は、自らが、本約款に基づく利用契約の締結日において、次の各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等
 - (6) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (7) 特殊知能暴力集団等
 - (8) 前各号の共生者
 - (9) その他前各号に準ずる者
- 2 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社等の信用を毀損し、又は当社等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 次の各号のいずれかに該当し、放送サービス契約を締結すること、又は放送サービス契約を継続することが不適切であると当社が認める場合、当社は、何らの責任等を負うことなく、契約者との放送サービス契約について、解除等（放送サービス契約の申込みを承諾しないこと又は催告なしに放送サービス契約を解除することをいいます。）を行うことができるものとします。
- (1) 契約者が第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき
 - (2) 契約者が第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき
 - (3) 契約者が第1項又は第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - (4) 前3号に関する必要な調査等に応じないとき又は当該調査に対して虚偽の回答をしたとき
- 4 前項の規定の適用により、放送サービス契約が解除された場合、契約者は、放送サービス契約に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- 5 前2項の規定の適用により、当社等に損害等（損失、損害又は費用をいいます。以下本条において同じとします。）が生じた場合、契約者は、その損害等を賠償する責任を負っていただきます。

(分離可能性)

第53条

本約款等のいずれかの条項又はその一部が、関係法令等により無効又は執行不能と判断された場合、かかる無効又は執行不能な条項は、当該条項を規定した意図に最も適合する有効且つ執行可能な関係法令等に基づく条項に置き換えられるものとし、本約款等の残りの規定は、継続して有効に存続するものとします。

(準拋法)

第54条

本約款（本約款に基づく利用契約を含むものとします。）に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

（言語）

第55条

本約款の適用及び解釈にあたっては、日本語を有効言語とし、日本語以外の言語で解釈されたもの、翻訳物は何ら効力をもたないものとします。

（定めなき事項）

第56条

本約款に定めなき事項あるいは疑義が生じた場合は、当社及び契約者は、誠意をもって協議のうえ解決にあたるものとします。

附則

（実施日）

本約款は、2020年3月9日より実施します。

（改定日）

本約款の改定は、2025年4月19日より実施します。